

船舶インシデント調査報告書

平成30年10月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成30年4月22日 11時40分ごろ
発生場所	鹿児島県鹿児島市大崎ヶ鼻東南東方沖 鹿児島港本港北防波堤灯台から真方位066° 6.8海里付近 （概位 北緯31° 38.7′ 東経130° 41.5′）
インシデントの概要	プレジャーボートTOKI IIは、南進中、船外機が停止して始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成30年5月1日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート TOKI II、3.4トン
船舶番号、船舶所有者等	295-40025鹿児島、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約2～3m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過等	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、家族2人を乗せ、釣りをを行う目的で、平成30年4月22日11時25分ごろ鹿児島県始良市加治木港を出港し、鹿児島市桜島北方沖の釣り場に向けて大崎ヶ鼻東南東方沖を南進中、11時40分ごろ船外機が停止した。</p> <p>船長は、船外機の潤滑油を点検したところ、少し乳白色になっているのを認め、船外機が始動するのを確認しようとセルモータのスイッチを入れたが、セルモータが作動するものの、船外機が始動しなかった。</p> <p>本船は、船長が、北西風を受けて浅所域の方向に流されていることに気づき、12時00分ごろ海上保安庁に本インシデントの発生を通報して救助を要請し、来援した巡視艇にえい航されて加治木港に入港した。</p> <p>船長は、約14年前に本船を中古で購入し、平成23年11月に主機を船内外機から船外機に取り替えた。</p> <p>船長は、本船を1か月当たり4～5回使用しており、船外機の総運転時間は、約180時間であった。</p>
分析	本船は、大崎ヶ鼻東南東方沖を南進中、船外機が停止して始動できなくなり、運航不能となったものと考えられるが、船外機が停止して始動できなくなった要因を明らかにすることはできなかった。

原因	本インシデントは、本船が、大崎ヶ鼻東南東方沖を南進中、船外機が停止して始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。
-----------	--